

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 31 年 3 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800339号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800138号

## 第1 結論

請求期間のうち、請求者のA社における平成19年6月1日から平成22年6月10日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年6月から同年9月までの標準報酬月額については、18万円から28万円、同年10月から平成20年8月までの標準報酬月額については、18万円から32万円、同年9月から平成21年8月までの標準報酬月額については、18万円から34万円、同年9月から平成22年5月までの標準報酬月額については、19万円から36万円とする。

平成19年6月から平成22年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成22年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年4月1日から平成22年6月10日まで

平成19年4月からA社で勤務していたが、厚生年金保険の加入は同年6月1日からとなっている。また、平成19年6月1日から平成22年6月10日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与支給額より低い記録となっているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成19年6月1日から平成22年6月10日までの期間については、A社から提出された請求者に係る賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、いず

れもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成19年6月1日から平成22年6月10日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、平成19年6月から同年9月までは28万円、同年10月から平成20年8月までは32万円、同年9月から平成21年8月までは34万円、同年9月から平成22年5月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年6月から平成22年5月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し誤って提出し、その後、同届を訂正する届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月5日に提出し、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年6月1日から平成22年6月10日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成19年4月1日から同年6月1日までの期間については、請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年6月1日から同年4月1日に訂正する届出が、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成30年10月5日に提出されていることが確認できる上、賃金台帳において、「入社日 2007 (H19) /04/01」と記載されていることが確認でき、賃金台帳により、請求者が当該期間に同社に勤務し、事業主から給与を支給されていたことが確認できる。

しかしながら、賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できない上、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料は控除していない旨回答している。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。